

トーエイ地産地消コーナー販売利用規約

株式会社トーエイが運営する地産地消コーナーは、安全・安心・新鮮な農林産物を消費者へ供給するとともに、地域農業の振興を図ることを目的とします。

【生産者登録について】

①下記の資料をご準備ください。

- ・トーエイ地産地消コーナー生産者申込書
- ・誓約書
- ・振込先通帳のコピー
- ＊口座名義人のカタカナ表記の確認の為、コピーをつけてください。

②注意事項

- ・地産地消コーナーへの出品は、東城近郊で生産、製造されたものに限定いたします。
- ・地域のお客様の健全と安全・安心を追求した品ぞろえを心がけてください。
- ・食品衛生法などの許可を必要とするものは、許可を取得して出品してください。
- ・製造者名、原材料、添加物、賞味期限を必ず表示して下さい。
- ・包装などは、衛生的なものを使用してください。
- ・一度撤去された商品に別の賞味期限をつけて、売場に並べるのは絶対にやめてください。
- ・万引きや災害を含む事故などにより紛失、破損することがあります。その場合当社(トーエイ)による補償はいたしておりません。＊事故などとは、お客様のミスによる落下破損も含まれます。

①②の内容に同意いただける方を生産者登録させていただきます。

【営業について】

- ①営業日 : 元旦を除く年中無休
- ②営業時間 : 午前9：30～午後8：00
- ③出荷 : 出荷受入時間は午前8：00からとし、あらかじめ生産者登録ラベル(バーコード)を貼り出荷してください。
- ④販売 : 販売は委託販売を原則とします。販売品の事故が生じた場合は出荷者の責任とさせていただきます。出荷品の品質にご注意ください。
- ⑤引取 : 売れ残った商品は、出荷者が責任をもって引き取りをお願いします。

【出荷及び検品】

- ①商品の搬入は、当社検収口より直接搬入してください。
- ②搬入される商品の検品数量の確認は行いません。商品の表示はバーコードで行い、レジを通過した商品のみ精算を行います。
- ③商品の価格は、出荷者の判断で決定し、5円単位でバーコードに表示してください。
- ④値付けや表示を変更する場合は、バーコードや表示ラベルを貼りかえてください。手書きによる訂正・加筆は行わないでください。

【精算及び手数料】

- ①販売代金の精算は、販売代金から販売手数料を差し引いた金額を、月末締め翌月10日精算といたします。
- ②精算額は、レジを通過した物とし、処分品・不明品などについては精算いたしません。
- ③手数料は、販売金額の10%となります。別途費用として、生産者登録ラベル（バーコード）1枚発行ごとにラベル費用として1円ご負担いただきます。

【登録の解除について】

- ①生産者はいつでも登録を解除することができます。解除する場合は1ヶ月前までに当社にご連絡の上、解除届けを提出してください。
- ②生産者登録の日から2年間まったく出荷がない生産者は、当社が解除手続きを行います。

【出荷停止、除名について】

- ①生産者が規約に違反したときや、当社の営業を妨げる行為、当社の信用を傷つける行為を行ったときは出荷停止ならびに除名処分とさせていただきます。

【個人情報の利用目的】

- ①当社は、トーエイ地産地消コーナー生産者申込書に記入された生産者の個人情報や、販売・生産・決済にかかる個人情報を適切に管理し、紛失・漏洩・誤用・改変などの危険防止に努めます。
- ②当社が保有する個人情報は、地産地消コーナーにおける生産者の出荷商品の販売、代金の精算・振込、生産者に供給した包装資材などの決済、通知・連絡、商品・サービスに関する各種情報提供に利用する。

【その他】

この規約に定めのない事項、またはその内容に疑義が生じた場合は、当社にて協議、決定して生産者に連絡をおこないます。